

# お知らせ Information

## マイナンバー（個人番号） 制度が始まります



マイナンバー  
マイナンバーキャラクター  
“マイナちゃん”

■マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会制度です。

### 行政の効率化

行政機関で情報の照合や入力などの時間や労力が大幅に削減され、行政事務をより正確に行えるようになります。

### 国民の利便性の向上

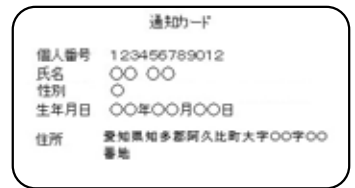
添付書類の削減など、手続きが簡素化され、皆さんの負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムで自分の情報の確認、行政機関からの情報提供などのサービスを受けることができます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止でき、本当に困っている方へきめ細やかな支援を行うことができます。

※ 情報提供等記録開示システムは、マイナンバーを使って自分の個人情報かどうかのようにやりとりされているかを自身で確認できる手段として平成29年1月から稼働する予定です。

■平成27年10月から皆さん一人一人にマイナンバーを通知します  
全ての方へ住民票の住所に、12桁のマイナンバーを記載した「通知カード」が送付され、希望者には「個人番号カード」が交付されます。  
マイナンバーは、一生使うものです。大切に管理してください。



通知カードの例

■平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します  
年金や雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど法律、条例で定められた事務でマイナンバーを利用します。  
民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律に定められた範囲でマイナンバーを取り扱います。

■法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません  
他人のマイナンバーを不正に入手・利用したり、正当な理由なく提供したりすることはできません。マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

■「個人番号カード」は、市町村の窓口で交付されます  
通知カードを受け取られた方は、同封された申請書と顔写真を郵送することにより、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

※ 住民基本台帳カード（住基カード）は平成27年12月にすべての交付手続きを終了します。（平成27年12月28日（月）が最終交付日となります。）平成27年12月末時点で住基カードをお持ちの方は、住基カード表面に記載されている有効期限まで、利用できます。



個人番号カードの例

今後もこの制度について広報あぐいでお知らせします。制度をよく理解して、正しく活用しましょう。

■問い合わせ先  
コールセンター 電話番号0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル) ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。  
受付時間 月曜日～金曜日の午前9時30分～午後5時30分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）  
マイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>